

○第111回農薬専門調査会幹事会（公開）

日時：平成26年8月20日（水）15：15～16：58

議事概要：

（1）農薬（アシュラム）の食品健康影響評価について

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.36 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を3 mg/kg 体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

\* 除草剤で、ほうれんそう、さとうきび等に使用します。今回、陸棲哺乳類の肉類及び乳類へのインポートトレランス申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（2）農薬（アセタミプリド）の食品健康影響評価について

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.071 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.1 mg/kg 体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

\* 殺虫剤で、ばれいしょ、トマト等に使用します。今回、かんしょ、にんじん等への適用拡大申請がされています。また、はちみつへの残留基準の設定が要請されています。

（3）農薬（メトコナゾール）の食品健康影響評価について

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.02 mg/kg 体重/日、一般の集団に対する急性参照用量（ARfD）を0.1 mg/kg 体重、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対するARfDを0.02 mg/kg 体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

\* 殺菌剤で、大麦、小麦等に使用します。今回、たまねぎへの適用拡大申請がされています。